

監査の結果（令和2年1月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成29年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が26機関、財政的援助団体等が1団体である。

県の機関

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	西部総務事務所	令和元年11月14日	令和元年10月2・8・17・24日	実地	3
2	西部県税事務所	令和元年11月14日	令和元年10月2・8・17・24日	実地	4
3	西部農林水産事務所	令和元年11月14日	令和元年10月2・3・17・18・24日	実地	5
4	西部畜産事務所	令和元年11月14日	令和元年10月17日	実地	8
5	西部家畜保健衛生所	令和元年11月14日	令和元年10月17日	実地	9
6	西部建設事務所	令和元年11月14日	令和元年10月2・8・10・17・21日	実地	10
7	東部総務事務所	令和元年10月21日	令和元年9月20・24日	実地	11
8	東部厚生環境事務所・保健所	令和元年10月21日	令和元年9月20・24日	実地	12

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	東部農林水産事務所	令和元年 10 月 21 日	令和元年 9 月 20・24・25 日	実地	14
10	東部建設事務所	令和元年 10 月 21 日	令和元年 9 月 13・24 日	実地	16
11	北部総務事務所	令和元年 10 月 11 日	令和元年 9 月 5・9 日	実地	18
12	北部厚生環境事務所・保健所	令和元年 10 月 11 日	令和元年 9 月 5 日	実地	19
13	北部農林水産事務所	令和元年 10 月 11 日	令和元年 9 月 9・10 日	実地	20
14	北部建設事務所	令和元年 10 月 11 日	令和元年 9 月 5・9 日	実地	21
15	東京事務所	令和元年 11 月 7 日	令和元年 11 月 7 日	実地	23
16	農業技術センター	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 12 日	実地	24
17	西部病虫害防除所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 12 日	実地	25
18	東部病虫害防除所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 24 日	実地	26
19	北部病虫害防除所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 5 日	実地	27
20	西部農業技術指導所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 12 日	実地	29
21	東部農業技術指導所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 24 日	実地	30
22	北部農業技術指導所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 5 日	実地	31
23	広島水道事務所	令和元年 11 月 28 日	令和元年 10 月 29 日	実地	32
24	水質管理センター	令和元年 11 月 28 日	令和元年 10 月 29 日	実地	33
25	西部教育事務所	令和 2 年 1 月 15 日	令和元年 10 月 2・9 日	書面	34
26	東部教育事務所	令和 2 年 1 月 15 日	令和元年 9 月 20 日	書面	35

財政的援助団体等

27	広島電鉄株式会社	令和 2 年 1 月 15 日	令和元年 11 月 19 日	書面	41
----	----------	-----------------	----------------	----	----

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・ 組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	14 人	1 課	総務課
西部総務事務所総務第二課	13 人	1 課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	17 人	1 課	総務課
西部総務事務所東広島支所	24 人	2 課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 物品の管理について

次の物品（西部農林水事務所呉農林事業所管理分）について，備品出納簿の取得区分や相手方を誤っていた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

品名	絵画
根拠	広島県物品管理規則第 41 条

イ 貸付物品の管理について

次の貸付物品（西部建設事務所呉支所貸付分）について，備品出納簿に貸付期間の終期が登録されておらず，また相手方が合併前の旧町名のままになっていた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

品名	風速計 外 2 件
根拠	広島県物品管理規則第 41 条

2 西部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること
申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の徴収に関すること など

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部県税事務所	広島市中区基町10番23号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部県税事務所呉分室	呉市西中央一丁目3番25号	
西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目2番68号	
西部県税事務所東広島分室	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・ 組織体制（人数は，平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部県税事務所	134人	7課1班	税務管理課，地方税特別滞納整理班，滞納整理第一課，滞納整理第二課，法人課税課，個人課税課，不動産税課，自動車税課
西部県税事務所呉分室	12人	2班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所廿日市分室	13人	2班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所東広島分室	36人	3課	納税課，不動産評価課，軽油調査課

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

個人の県民税に係る徴収取扱費について

市町から提出された個人の県民税徴収取扱費交付計算書において，文書の收受手続きが遅延していた。市町への交付金の交付日に影響する可能性があることから，適正な執行に努める必要がある。（西部県税事務所）

3 西部農林水産事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること，保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部農林水産事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部農林水産事務所呉農林事業所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部農林水産事務所東広島農林事業所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部農林水産事務所	101 人	8 課	農村振興課，水産課，水産第二課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課，林務第三課
西部農林水産事務所呉農林事業所	39 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課
西部農林水産事務所東広島農林事業所	54 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 西部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡

- ・ 組織体制（人数は，平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課等の数	課名等
32人	3課	畜産振興課，防疫課，病性鑑定課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 西部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡

- ・ 職員数 3人(平成31年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 西部畜産事務所所長及び次長2人が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 西部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町16番12号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市，廿 日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡，山 県郡，豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計3087番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・組織体制（人数は，平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	151人	12課 1班 1チーム 1事務所	事業調整・土砂法指定推進班，建設総務課，建設業課，用地第一課，用地第二課，管理第一課，管理第二課，維持第一課，維持第二課，工務第一課，工務第二課，建築課，東部連続立体交差事業課，災害関連緊急対策チーム，魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	53人	4課 1班 1チーム 1事務所	事業調整・土砂法指定推進班，管理課，用地課，維持課，工務課，災害関連緊急対策チーム，野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	42人	3課 1班	事業調整・土砂法指定推進班，管理用地課，土木課，厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	45人	3課 1班	事業調整・土砂法指定推進班，建設総務課，管理用地課，土木課
西部建設事務所東広島支所	79人	5課 1班 1チーム 1事務所	事業調整・土砂法指定推進班，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，災害関連緊急対策チーム，棕梨ダム管理事務所

(2) 監査の結果

【指摘事項】

- ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約において，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイ

クル法)に基づき、あらかじめ、または、対象建設工事となることが判明した時点で速やかに、市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所東広島支所)

契約名	二級河川三津大川水系三津大川 河川災害復旧工事(平成30年度～令和元年度)
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号

イ 行政文書の適正管理について

次の貸付物品について、契約書が存在不明であった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所呉支所)

品名	風速計 外1件
根拠	広島県文書等管理規則第8条

ウ 郵便切手等の管理について

郵便切手類のうち、レターパックについて、備え付けの金庫へ保管する等、亡失又はき損を防止するための特段の措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。(西部建設事務所)

根拠	広島県物品管理規則第15条
----	---------------

エ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消防用設備の種類の変更に伴う、仕様書の変更契約を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)

契約名	魚切ダム管理事務所消防用設備等保守点検業務(平成29年度～令和元年度)
-----	-------------------------------------

オ 文書の作成について

次の文書について、文書管理システムにより作成する必要があるにもかかわらず、文書管理システムで作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)

文書名	「道の駅」舞ロードIC千代田のトイレ管理委託について 平成30年度広島県清掃等業務委託の実施について
根拠	広島県文書等管理規程第20条

カ 契約書の作成について

次の委託契約において、締結した契約書が決裁を受けた案文と異なっていた。また、公印押印時における施行文書の審査が十分に行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所呉支所)

契約名	一般県道 豊浜蒲刈線(豊島大橋) 橋体点検業務委託(平成31年度)
根拠	広島県文書等管理規程第28条, 第30条 広島県公印規程 第11条

キ 重要物品の管理について

次の物品について、貸し付けているにもかかわらず、備品出納簿に貸付の記載がなかった。また、委託契約期間満了後、委託業者から返納させる契約となっているにもかかわらず、返納させていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)

品名	凍結防止剤散布装置
根拠	広島県物品管理規則第15条, 第17条, 第41条

ク 再委託について

次の委託契約において、契約に再委託の定めがないにもかかわらず、契約の相手方である町が再委託を行っていた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)

契約名	道の駅舞ロード IC 千代田トイレ清掃業務委託
根拠	広島県契約規則第6条

【改善を求める事項】

貸付物品の管理について

次の貸付物品について、相手方が長期間使用していないにもかかわらず、貸し付けたままにしていた。貸付けの必要がない物品については、速やかに返還の手続を行わせるなど、適正な事務処理を行う必要がある。(西部建設事務所呉支所)

品名	風速計 外2件
----	---------

7 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・組織体制（人数は，平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	23人	2課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 東部厚生環境事務所・東部保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾道市古浜町 26 番 12 号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	

- ・組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部厚生環境事務所・東部保健所	57 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	39 人	4 課	厚生課，保健課，衛生環境課， 試験検査課

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において，受注業者から，請求額空欄の記名押印されている請求書を事前に預かり，業務履行後，当該業者から別途提出された請求書の内容を事前に預かった請求書に転記していた。業者から提出された適正な請求書により支払手続を行うよう改める必要がある。（東部厚生環境事務所福山支所）

契約名	試験検査器材洗浄業務（平成 30 年度）
-----	----------------------

9 東部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市，府中市，神石郡
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	三原市，尾道市，世羅郡

- ・組織体制（人数は平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部農林水産事務所	62人	4課 1事務所	農村振興課，水産課，農村整備課， 林務課，三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	52人	3課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 東部建設事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関する事、道路・河川などの維持管理に関する事、公共用地の取得に関する事 など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡
東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は、平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部建設事務所	113人	9課1班 1推進事業所	事業調整・土砂法指定推進班，管理課，用地課，維持第一課，維持第二課，工務第一課，工務第二課，港湾課，建築課，福山幹線道路建設事業課，鞆地区まちづくり推進事業所
東部建設事務所三原支所	91人	6課1班 1チーム	事業調整・土砂法指定推進班，建設総務課，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，災害関連緊急対策チーム

(2) 監査の結果

【指摘事項】

物品の購入について

次の物品の購入に当たり、発注決裁書が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所三原支所）

品名	特殊自動車 1台
根拠	広島県物品管理規則第10条第1項

11 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は，平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	16人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

12 北部厚生環境事務所・北部保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 介護保険・地域医療に関すること，保健対策・健康増進・地域包括ケアに関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など

- ・所在地，所管区域

事務所名等	所在地	所管区域
北部厚生環境事務所 ・北部保健所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部厚生環境事務所 ・北部保健所	39人	4課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

※人数は，育児休業者1名を含む。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 北部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
68人	5課	農村振興課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 北部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部建設事務所	三次市十日市東四丁目 6 - 1	三次市，庄原市
北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目 4 - 1	

- ・組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
北部建設事務所	48 人	5 課 1 班	事業調整・土砂法指定推進班， 管理課，用地課，維持課，工務課， 建築課
北部建設事務所庄原支所	43 人	2 課 1 班 1 所	事業調整・土砂法指定推進班， 管理用地課，土木課， 庄原ダム管理事務所

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 東京事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡
県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備
県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面の間における事務の推進
及び連絡
本県観光地の宣伝及び紹介
- ・ 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
- ・ 組織体制 1課（総務課）
- ・ 職員数（平成31年4月1日現在）
 - 常勤職員数 17人（市からの派遣職員を含む。）
 - 非常勤職員数 3人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 県立総合技術研究所農業技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農作物及び果樹に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
農作物及び果樹に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・ 所在地 本 所：東広島市八本松町原 6869
果樹研究部：東広島市安芸津町三津 2835
- ・ 組織体制 本 所：4部1課（総務部（管理課），技術支援部，栽培技術研究部，生産
環境研究部）
果樹研究部：1部1課（管理第二課，果樹研究部）
- ・ 職員数 54人（平成31年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 西部病害虫防除所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 6869
- ・ 職員数 3人（平成31年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，西部農業技術指導所所長及び次長（2名）が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 東部病害虫防除所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病害虫防除の指導及び協力
病害虫の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・ 所在地 福山市三吉町一丁目 1 - 1
- ・ 職員数 2 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
ただし，東部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 北部病虫害防除所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 植物の検疫
市町，農業者等が行う病虫害防除の指導及び協力
病虫害の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目 6 - 1
- ・ 職員数 2 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
ただし，北部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 西部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 6869
- ・ 職員数 51 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

郵便切手類出納簿の記載について

郵便切手類出納簿の記載について，フェリー券の使用・購入状況の記録が漏れていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
-----	-----------------

21 東部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- ・ 所在地 福山市三吉町一丁目 1 - 1
- ・ 職員数 28 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物を保管する場所は，その他の物を保管する場所と明確に区分された毒物及び劇物専用のものである必要があるが，その他の物と混在して保管されていた。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日薬発第313号厚生省薬務課長通知） 1
-----	---

22 北部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目 6 - 1
- ・ 職員数 20 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 広島水道事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 安芸灘地域、広島都市圏の沿岸島しょ地域及び賀茂・竹原地域の6市3町への水道水の供給
広島湾東部沿岸地域及び広島中央テクノポリス地域への工業用水の供給
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀町 2970
- ・ 組織体制 5課, 1事業所
(総務課, 維持管理課, 建設課, 瀬野川浄水課, 戸坂取水課, 沼田川事業所)
- ・ 職員数 61人 (平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・ 主要事業実績 (平成30年度)

ア 広島水道用水供給事業

給 水 開 始	昭和49年4月
水 源	土師ダム, 高瀬堰, 温井ダム
計 画 給 水 量	214,600 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	219,500 m ³ /日
一日最大給水量 (実績)	139,298 m ³ /日
一日平均給水量 (実績)	117,472 m ³ /日
給 水 対 象	広島市, 呉市, 東広島市, 竹原市, 江田島市, 今治市 海田町, 大崎上島町, 熊野町, 坂町, 府中町

イ 太田川東部工業用水道事業

給 水 開 始	昭和40年4月
水 源	太田川表流水
計 画 給 水 量	230,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	230,000 m ³ /日
一日最大給水量 (実績)	196,127 m ³ /日
一日平均給水量 (実績)	174,989 m ³ /日
給 水 区 域	広島市, 呉市, 安芸郡 (海田町, 府中町)

ウ 太田川東部工業用水道第2期事業

給 水 開 始	昭和54年7月
水 源	土師ダム (江の川分水)
計 画 給 水 量	93,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	52,250 m ³ /日
一日最大給水量 (実績)	27,752 m ³ /日
一日平均給水量 (実績)	19,264 m ³ /日
給 水 区 域	広島市, 呉市, 安芸郡 (海田町, 府中町), 東広島市

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、瀬野川浄水場の仕様書に記載された誘導灯 8 灯のうち 1 灯の点検が行われていなかった。また、この点検漏れに気付かないまま、検査を完了していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	瀬野川浄水場外消防設備点検整備業務（平成 29 年度～令和元年度）
根拠	消防法第 8 条第 1 項 業務委託契約約款第 30 条第 2 項

イ 契約変更に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約は、契約変更によって建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象建設工事となったが、県知事への通知等を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	4 号トンネル堆積土砂撤去その他工事（平成 30 年度～令和元年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条, 第 12 条, 第 13 条

24 水質管理センター

(1) 監査の概要

- ・ 主な業務 水道用水及び工業用水の水質に関する試験検査及び水質管理についての指導並びに水質課題の検討
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀町 2970
- ・ 組織体制 2 課（総務課，水質管理課）
- ・ 職員数 4 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計で兼務職員を除く。）
- ・ 主要事業実績（平成 30 年度）

ア 水質に関する試験検査（検査機関に委託）

区 分	内 容
定期水質検査	
水道用水	着水井 2 箇所，沈でん池 2 箇所，ろ過地 2 箇所，浄水池 1 箇所， 末端分水点 4 箇所
工業用水	沈でん池 3 箇所
臨時水質検査	水道施設を新設，増設又は改造した場合の試験・検査 ただし，平成 30 年度は実績がなく，直近では平成 29 年度に 1 件実施

イ 水質汚濁事故，水質関係災害及び水質異常事案発生時の情報収集及び現場調査

ウ 水質課題の検討

かび臭の問題，緩速ろ過池の適正な運用管理，水処理工程で管理可能な項目に係る問題，水道施設の老朽化及び水質異常に伴う問題，送水量の減少に伴う問題

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 西部教育事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小・中・義務教育学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免
その他の人事及び研修
- ・ 所在地 本所：呉市西中央一丁目3番25号
支所：広島市安佐北区可部四丁目6番18号
- ・ 所管区域 本所：呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，江田島市，
府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町
支所：安芸高田市，安芸太田町，北広島町
- ・ 組織体制 2課（総務課・教育指導課），1支所（芸北支所）
- ・ 職員数 36人（平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業（平成30年度）
管内の市町教育長，小・中・義務教育学校教職員を対象とした研修会等の実施
学校訪問指導

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

26 東部教育事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小・中・義務教育学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免
その他の人事及び研修
- ・ 所在地 尾道市古浜町 26 番 12 号
- ・ 所管区域 三原市, 尾道市, 府中市, 世羅町, 神石高原町
- ・ 組織体制 2 課 (総務課, 教育指導課)
- ・ 職員数 18 人 (平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・ 主な事業 (平成 30 年度)
管内の市町教育長, 小・中・義務教育学校教職員を対象とした研修会等の実施
学校訪問指導

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

27 広島電鉄株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 鉄道，軌道，自動車による運送事業
土地建物の売買，賃貸，管理，あつ旋及び土木建築工事業等
- ・ 所在地 広島市中区東千田町二丁目9番29号
- ・ 代表取締役社長 椋田 昌夫
- ・ 設 立 昭和17年4月10日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成30年度広島県地域間幹線系統確保維持費補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・ 補助額 88,534,000円
- ・ 交付の目的 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等において，地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され，陸上における地域公共交通の確保・維持を支援する。
- ・ 補助対象経費 補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額

(イ) 平成30年度広島県車両減価償却費等補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・ 補助額 14,216,000円
- ・ 交付の目的 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等において，地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され，陸上における地域公共交通の確保・維持を支援する。
- ・ 補助対象経費 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額

(ウ) 平成30年度広島県広域生活交通路線確保維持費補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・ 補助額 8,347,000円
- ・ 交付の目的 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等において，地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され，陸上における地域公共交通の確保・維持を支援する。
- ・ 補助対象経費 補助対象経常費用と経常収益の差額

(エ) 平成30年度広島県LRTシステム整備費補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・ 補助額 63,333,333円
- ・ 交付の目的 高齢者，障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図るため，鉄軌道事業者が行うLRTシステム整備事業を支援する。

- ・補助対象経費 低床式車両導入に要する経費のうち，車両本体，車載機器類

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。